

一般財団法人 にいがた住宅センター 確認検査業務規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、（一財） にいがた住宅センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (5) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (6) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (7) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - ア 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - イ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ウ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - エ 昇降機の製造、供給及び流通業
- (8) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第1項第6号に規定する署名等をいう。
- (9) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (10) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下、「主務省令」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (11) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (12) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (13) 電子申請 デジタル行政推進法第6条に規定する申請等をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査の業務の基本方針)

第3条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 理事長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらをセンター内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員に周知する。

(確認検査の業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 理事長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。

2 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者として確認検査業務担当理事が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査の業務管理体制の見直し)

第5条 理事長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

第6条 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建物の規模や確認検査業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

2 確認検査業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するものとする。

(法令等の改正等に伴う措置)

第6条の2 理事長は、法令等の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を保存し、職員に周知・徹底するものとする。

第2節 確認検査の業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持出しに係る報告)

第7条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関等に関する省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書

類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第7条の2 理事長は、確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第7条の3及び第7条の5において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

(総括記録管理者の設置)

第7条の3 センターに、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、理事長をもって充てる。

(記録管理者の設置)

第7条の4 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、確認検査業務担当理事とする。

(記録管理簿の調製)

第7条の5 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了する日

第3節 要員及び服務

(確認検査員の選任)

第8条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、設計・工事監理業、建設業、不動産業並びに昇降機の製造、供給及び流通業を兼業しない確認検査員6名以上を専任として選任する。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関等に関する省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定に関わらず、理事長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員の解任)

第9条 理事長は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

(1) 法77条の20第5項の規定に適合しなくなったとき

(2) 法77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の削除があったとき

(3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき

(4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(確認検査員の配置)

第10条 確認検査の業務に従事する職員を、第8条の確認検査員を含めて6人以上配置する。

(確認検査員等の身分証の携帯)

第11条 確認検査の業務に従事する職員が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記 5 号様式による。

第 3 章 確認検査の業務の実施方法等

第 1 節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

第 12 条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 第 1 項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 理事長が別に定める日

3 第 1 項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主との間において確認検査業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第 13 条 確認検査の業務を行う事務所の所在地は、新潟市中央区新光町 15 番地 2 とし、その業務区域は、新潟県全域とする。

(業務の範囲)

第 14 条 確認検査の業務を行う範囲は、次のとおりとする。

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 第 15 条

一号、二号及び二号の二の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定。ただし、構造計算適合性判定が必要なものは除く。

2 前項の規定に関わらず、センターは、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主である建築物、第 3 号から第 7 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務を行わない。

- (1) 理事長又は確認検査業務管理責任者
- (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 第 1 号に掲げる者の関係企業等
- (4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- (6) センター又はセンターの親会社等が特定支配関係（令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 3 号に該当する関係を除く。）を有する者
- (7) センターの役職員（法第 77 条の 35 の 9 に規定する構造計算適合性判定員として従事するものを除く。）が代表者の地位を占める企業、団体等（過去 2 年間に代表者の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

(業務の処理期間)

第 15 条 センターは、申請建物の規模に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

第 2 節 確認

(確認の申請、受付、引受及び契約)

第 16 条 確認の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書（以下「確認申請関係図書」という。）を提出するものとする。提出部数は、第 1 号及び第 2 号の図書は正本 1 通、副本 1 通、第 3 号の図書は 3 部（新潟市域は 2 部）、第 4 号から第 6 号の図書は 1 部並びに第 7 号の図書は 5 部（新潟市域は 4 部）とする。

- (1) 確認申請書（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）別記第 2 号様式、別記第 8 号様式）
- (2) 施行規則等により建築確認を申請する際に必要とされる様式及び図書
- (3) 施行規則別記第 3 号様式による建築計画概要書（昇降機を除く。）第 6 号
- (4) 別記第 1 号様式による現地調査書
- (5) 別記第 11 号様式による受付チェックリスト
- (6) 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第 10 条の 4 に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可申請書

ロ 施行規則第 10 条の 4 の 2 に規定する認定関係規定による特定行政庁の認定申請書

- (7) 申請に係る建築物に尿尿浄化槽が設置されるときは、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年厚生省令・建設省令第 1 号）第 3 条に規定する図書

2 センターは、第 1 項の確認の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった建築物等が、第 13 条（業務区域）及び第 14 条（業務の範囲）に該当するものであること。
- (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に違反していないこと。
- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- (5) 申請に係る計画が第 14 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。

3 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。

4 第 2 項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に別記様式第 10 号による引受承諾書を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める「一般財団法人にいがた住宅センター確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

5 建築主等が、正当な理由なく、確認検査手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは第 2 項の引受けを取り消すことができる。

6 センターは、前 5 項の規定に関わらず、確認又は中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 17 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、第 16 条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本及び添付図書の交付方法、及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
- (2) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
- (3) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(確認の実施)

第 18 条 センターは、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主である建築物、第 1 号から第 5 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認の業務を行わない。

- (1) 当該確認検査員等
- (2) 第 1 号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 当該確認検査員等の親族
- (4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員は、指針に基づき、確認申請関係図書をもって、前項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、単独で確認業務を行わない。

(消防長等の同意等)

第 19 条 センターは、法第 93 条第 1 項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、別記第 2 号様式による確認同意依頼書及び建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 センターは、法第 93 条第 4 項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく別記第 3 号様式による建築計画通知書及び建築計画概要書（施行規則別記第 3 号様式）を添えて行う。

3 前 2 項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(保健所長への通知)

第 20 条 センターは、法第 93 条第 5 項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく別記第 4 号様式によるし尿浄化槽設置通知書より行う。

2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。
(確認済証の交付等)

第 21 条 センターは、第 18 条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては、確認済証（施行規則別記第 15 号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては施行規則別記第 15 号の 2 様式による通知書を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあつては施行規則別記第 15 号の 3 様式による通知書を、建築主等にそれぞれ交付する。

2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、申請書の副本 1 通及び添付書類を添えて行う。
(確認の申請の取り下げ)

第 22 条 建築主等は、建築主等の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した別記第 9 号様式による取下届をセンターに提出する。

2 センターは、前項の申請があつたときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。
(確認を受けた計画の変更の申請)

第 23 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物の計画が変更（施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を除く。）され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第 16 条から前条までの規定を準用する。
(工事のとりやめ)

第 24 条 センターで確認を受けた者で当該確認に係る建築物等の工事又は計画を取りやめたときは、別記第 6 号様式による工事・計画取りやめ届を、センターに速やかに届け出なければならない。
(名義の変更等)

第 25 条 センターで確認を受けた者で当該確認に係る建築物等の工事完了前に建築主、工事監理者又は工事施工者の名義を変更したときは、別記第 7 号様式による名義変更届をセンターに速やかに届け出なければならない。

2 建築主等は、センターに確認申請書を提出する際に、工事監理者又は工事施工者が未定であった場合においては、決定後別記第 8 号様式による工事監理者等決定届を工事着手前にセンターに速やかに届け出なければならない。
(確認の記録)

第 26 条 確認検査員等は、申請のあつた建築物等の確認業務実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第 3 節 中間検査

(中間検査申請の引受及び契約)

第 27 条 建築主等は、施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認

を受けた場合にあつては当該確認。第 33 条（完了検査の申請）において同じ。）に要した図書

(2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第 1 項第 1 号に規定する図書の提出を要しない。

3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第 1 項第 2 号に規定する図書の提出を要しない。

4 センターは、第 1 項の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあつた工事中の建築物等が、第 13 条（業務区域）及び第 14 条（業務の範囲）に該当するものであること。

(2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士の規定に違反していないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 当該工事中の建築物等が第 14 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。

5 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

6 第 4 項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に中間検査引受証（施行規則別記第 29 号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは、別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

7 建築主等が、正当な理由なく、確認検査手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第 4 項の引受けを取り消すことができる。

8 センターは、前 7 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込み相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 28 条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込むこととする。

(1) 建築主等は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない旨の規定

(2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、第 27 条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付時における第 30 条第 2 項の提出書類の交付方法、及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定

(2) 第 17 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定

（中間検査の実施）

第 29 条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から 4 日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（センター又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に

適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 18 条第 2 項各号に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他制限業種に係る業務を行う建築物等について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針などに基づき、実地又はデジタル技術などを活用して目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で検査を行わない。
- 5 センターは、前 7 項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(中間検査の結果)

第 30 条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあつては、中間検査合格証（施行規則別記第 31 号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては施行規則別記第 30 条の 2 様式による中間検査合格証を交付できない旨の通知書を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第 27 条第 1 項に規定する書類のうち提出があつたもの 1 部を添えて行う。

(中間検査の申請の取り下げ)

第 31 条 建築主等は、建築主等の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した別記第 9 号様式による取下届をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

(中間検査の記録)

第 32 条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第 4 節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

第 33 条 建築主等は、施行規則第 4 条の規定による完了検査の申請書に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書
- (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- (3) 当該建築物等が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、「省エネ適判」という。）に要した図書

- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第 1 項

第1号に規定する図書の提出を要しない。

- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する図書の提出を要しない。
- 4 当該建築物等の省エネ適判を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第3号に規定する図書の提出を要しない。
- 5 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 当該建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 当該建築物等が第14条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 6 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 7 第5項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に完了検査引受証（施行規則別記第22号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは、別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 建築主等が、正当な理由なく、確認検査手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第5項の引受けを取り消すことができる。
- 9 センターは、前8項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数が見込み相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。
(業務約款に盛り込むべき事項)

第34条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが完了検査業務を行う際に、当該建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、センターの請求があるときはセンターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の事項
- 2 電子申請を実施する場合においては、第33条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付時における第36条第2項の提出書類の交付方法、及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
 - (2) 第17条第2項第2号及び第3号の規定
(完了検査の実施)

第35条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（センター又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第18条第2項に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工

その他制限業種に係る業務を行う建築物等について、完了検査の業務を行わない。

3 確認検査員は、指針などに基づき、実地又はデジタル技術などを活用して目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。

4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で検査を行わない。

(完了検査の結果)

第 36 条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあつては、検査済証(施行規則別記第 24 号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては施行規則別記第 23 条の2様式による検査済証を交付できない旨の通知書を、それぞれ交付する。

2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 33 条第 1 項に規定する書類のうち提出があつたもの 1 部を添えて行う。

(完了検査の申請の取り下げ)

第 37 条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した別記第 9 号様式による取下届をセンターに提出する。

2 センターは、前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

(完了検査の記録)

第 38 条 確認検査員等は、申請のあつた建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第 5 節 仮使用認定

(仮使用認定申請の引受及び契約)

第 39 条 建築主等は、施行規則第 4 条の 1 6 第 2 項で規定する仮使用認定申請書(施行規則別記第 34 号様式)及び図書等に、次に掲げる書面を添えて仮使用の認定の申請を行う。

(1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し

(2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

(3) 代理者によって仮使用認定の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類

(4) センターが仮使用認定において必要があるとした図書及び書類等

2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第 1 項第 1 号に規定する書面の提出を要しない。

3 当該工事中の建築物等の直前の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第 1 項第 2 号に規定する書面の提出を要しない。

4 センターは、第 1 項の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあつた工事中の建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。

- (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 第14条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 5 センターは、第4項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。
- 6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に引受承諾書（別記 第16号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす
- 7 建築主等が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第4項の引受けを取り消すことができる。
- 8 センターは、第1項から第7項までの規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第40条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、第1項に加えて少なくとも次の事項を盛り込む。
 - (1) 仮使用認定通知書又は適合しないと認める旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
 - (2) 第17条第2項第2号から第3号までの規定

（仮使用認定の実施）

第41条 センターは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成27年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。）第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（センター又は建築主等の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第18条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第18条第2項第1号から第5号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針などに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。

4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

第 42 条 センターは、第 4 1 条第 1 項の審査又は検査の際、基準告示第 1 に定める基準のうち消防法第 9 条、第 9 条の 2、第 1 5 条及び第 1 7 条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、別記 1 7 号様式に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 第 1 項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

第 43 条 センターは、建築主等に対し、第 4 1 条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第 1 に定める基準に適合することを認めたとときにあつては仮使用認定通知書（施行規則別記第 35 号の 3 様式）を、基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認めるときにあつては適合しないと認める旨の通知書（別記 第 1 8 号様式）を交付する。

2 第 1 項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第 3 9 条第 1 項に規定する書類のうち提出があつたもの 1 部を添えて行う。

(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

第 44 条 センターは、法第 7 条の 6 第 3 項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第 35 号の 4 様式により行う。

(仮使用認定の申請の取り下げ)

第 45 条 建築主等は、建築主等の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届（別記 第 1 9 号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、第 1 項の届出があつたときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。

(仮使用認定の記録)

第 46 条 確認検査員等は、申請のあつた建築物等の仮使用認定における基準告示第 1 に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施にあたり行った指摘及びこれに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第 4 章 確認検査手数料等

(確認検査手数料の設定)

第 47 条 センターは、確認検査の業務の実施にかかる手数料を一般財団法人にいがた住宅センター確認検査手数料規則に定める。

(確認検査手数料の収納)

第 48 条 建築主等は、確認検査手数料を金融機関等の振り込みにより納入するものとする。ただし、緊急を要する場合には現金支払いなど別の納入方法によることができる。

2 前項の振り込みに要する費用は建築主等の負担とする。

3 センターと建築主等は、協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。

4 センターは、類似する建築物の確認、中間検査及び完了検査等確認検査の業務が効率的に実施でき

る場合にあつては、実費を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

第 49 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主等に返還する。

(確認申請手数料の免除)

第 50 条 建築主が災害救助法第 2 条に規定する被救助者に該当し、所管特定行政庁が確認検査手数料等の減免を行うこととした場合で、被害が「全壊又は大規模半壊」の被災(り災)証明書が提出なされたときは、確認申請手数料を免除することができる。

2 前項の規定により確認申請手数料の免除を受けようとする者は、確認申請書(施行規則別記第 2 号様式)又は計画変更確認申請書(施行規則別記第 4 号様式)に前項に該当することを証する書類を添えなければならない。

第 5 章 確認検査の業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第 51 条 センターは、確認検査の業務について当該業務の依頼者等から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

2 センターは、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

3 前 2 項の苦情、審査請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第 52 条 センターは、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、内部監査を実施する。

2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。

(1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況

(2) この規程への適合状況

(3) 第 3 条第 2 項に規定する確認検査の業務実施の基本方針への適合状況

(4) 確認検査業務管理体制の状況

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。

監査員はとられた処置及び検証結果について理事長に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

第 53 条 センターは、不適格案件(建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証又は中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第 6 条の 2 第 6 項に規定する通知(以下「不適格通知」という。)を受けた案件を含む。以下同じ。)が発生した場合は適切な処理を確実に実施する。

2 センターは、確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付した後に不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 センターは、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して記

録する。

(再発防止措置)

第 54 条 センターは、不適格案件の発生その他により確認検査の業務管理体制に不適格な内容が発見されたときには、不適格案件の発生防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

2 センターは、再発防止措置に関する以下の事項を定める。

- (1) 不適格案件の内容確認
- (2) 不適格案件発生の原因の特定
- (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 実施した処置の結果の記録
- (6) 是正処置において実施した活動の評価

第 6 章 電子申請の実施に関し必要な事項

(電子申請による申請等)

第 55 条 次に掲げる申請については、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- (1) 第 16 条第 1 項の確認の申請
- (2) 第 27 条第 1 項の中間検査の申請
- (3) 第 33 条第 1 項の完了検査の申請

2 第 1 項の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、第 21 条第 2 項、第 30 条第 2 項及び第 36 条第 2 項における申請書の副本等の添付について、あらかじめ建築主等と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

3 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、第 19 条第 1 項の消防長等の同意を求める場合は、センターは、建築主等から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場合には、この限りではない。

4 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、第 19 条第 2 項の消防長等に対して行う通知を行う場合は、センターは、あらかじめ消防長等と協議した上で、第 20 条第 2 項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

5 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 3 号の電子申請に対して、それぞれ第 16 条第 3 項、第 27 条第 5 項及び第 33 条第 6 項の規定により引き受けできない場合において、センターは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。

6 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 3 号の電子申請に対して、それぞれ第 22 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 37 条第 1 項の取下げ届を提出する場合は、建築主等は、あらかじめセンターと協議した上でセンターの指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、センターは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第 2

2条第2項、第31条第2項及び第37条第2項に規定する返却に代えることができる。

7 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第3項、第4項、及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該電子署名については、次に掲げる措置により代えることができる。

(1) 申請データに電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する装置

(2) 申請データに氏名又は名称を記録する装置

8 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみなす。

9 申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。

10 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。

11 電子申請において申請図書等の一部を書面で提出する場合は、センターは申請者に対し申請前に識別番号を付与するとともに、識別番号により書面の部分と電磁的記録の部分を一体の申請図書等として適切に管理し、審査等を行う。

（電子情報処理組織による業務の実施）

第56条 センターは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

（電子署名及び電子証明書）

第57条 第55条第7項第1号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

(3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成15年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。）第3条第1号に規定する電子証明書

(4) 告示第3条第2号の規定に基づきセンターが指定する電子証明書

2 センターは、前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法並びに電子申請に係るその他必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主等に周知するものとする。

3 センターは、第55条第1項第1号から第3号により申請された電磁的記録を第7条の2に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第21条第1項による確認済証、第30条第1項の中間検査合格証及び第36条第1項による検査済証を交付した日と同じ状態にあることを第7条の2に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

（確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）

第58条 センターは、第55条第1項による電子申請を行わせる場合、第7条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第 59 条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者 1 名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第 60 条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者 1 名を置く。

第 7 章 その他確認検査業務実施に関し必要な事項

(書類の備置及び閲覧)

第 61 条 センターは、法第 77 条の 29 の 2 に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、必要な設備及び体制を整備する。

2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 29 の 2 各号に掲げるものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 62 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び函書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

(指定区分等の掲示等)

第 63 条 センターは、第 13 条及び第 14 条に定めた指定の区分及び業務の区域のほか、指定機関等に関する省令第 27 条の規定に定める事項について、第 13 条による事務所に掲示するとともに、インターネット上に開設した当センターのホームページ (<https://www.nphcc.or.jp/>) において公表するものとする。

(秘密の保持)

第 64 条 センターの役員及びその職員並びにこれらの職であった者は、確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(函書が円滑に引渡しされるための措置)

第 65 条 センターは、指定機関に関する省令第 31 条に規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講ずる。

(確認済証等記載事項証明願の発行)

第 66 条 建築主等は、建築主の都合により確認済証を交付後に記載事項の証明を受ける場合は、別記第 12 号様式又は別記第 13 号様式を、検査済証を交付後に記載事項の証明を受ける場合は、別記第 14 号様式又は別記第 15 号様式を提出しなければならない。

2 センターは、前項の証明願が提出された場合、原本と記載事項を照合し、相違ないことを証明しなければならない。

附 則

この規程は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 センターが、令和5年3月31日までに確認、中間検査又は完了検査の申請を引き受けた建築物及び昇降機の確認検査の業務を行う範囲は、第1条の規定による改正後の確認検査業務規程第14条の規定によらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。